

■ 地震災害予防計画

第2章 都市の安全性の向上

この計画は災害の発生に備え、市の都市計画や公共事業等を実施するにあたり、都市の防災化を推進し、災害時において被害を最小限に防止するために、必要な事項を定めます。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点からとらえるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考え方も踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ、災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。

第1 計画的な土地利用の推進

災害に強い都市基盤の整備は、適正な土地利用を推進することが基本ですが、特に地震防災の観点から、市街地における上下水道、生活道路、公園等の整備及び住工混在の解消、並びに商業地域における再開発の推進や、駐車場の整備等の推進を図ります。

第2 災害に強いまちづくりの推進

市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による地震防災対策強化地域ではありませんが、近接地域であるため、都市防災構造化対策を総合的、計画的に推進していくことが必要です。

これまでも都市防災構造化を図るため、都市基盤の整備を進めてきましたが、今後も避難場所・避難路の整備を含め、密集市街地を防災街区として整備し、防災に関する機能の確保を図るために、神奈川県都市防災基本計画等を踏まえ、鎌倉市都市防災基本計画の策定に取り組む等、都市防災構造化を推進する整備事業の体系化と事業内容の検討、拡充を図り、災害に強いまちづくりの推進に努めます。

第3 防火地域・準防火地域の指定

市は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に基づく防火地域・準防火地域の指定には、用途地域や容積率との連携を基本に、避難場所、緊急輸送道路、防災拠点等も考慮して、その拡大を検討します。

第4 宅地の災害防止対策

市は、宅地造成地に発生する災害防止のため、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）及び都市計画法の規定に基づき事業を許可し、安全性に配慮した指導を行います。

第5 自然災害回避（アボイド）行政の推進

自然災害から市民の生命、財産を守るために、自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進します。

1 施策展開の方向性

- (1) より精度の高い自然災害に対する情報の収集・整備に努め、わかりやすい情報提供を行います。
- (2) 自然災害発生の危険性の高い地域については、土地利用の規制及び安全な土地利用を誘導

します。

2 推進事業

(1) 自然災害回避情報の提供

災害履歴や危険区域箇所等を地図化して、市民に提供します。

(2) 安全な土地利用の誘導

情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して、安全な土地利用を誘導します。

3 自然災害発生危険箇所の把握

自然災害発生の危険が高い場所の把握のため、国や県などと協力して、自然災害に対する危険箇所調査を実施していきます。

第6 市街地の開発・整備

市街地整備は、市総合計画、都市マスタープラン、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等により進められていますが、計画に位置付けられている市街地開発・整備事業のほか、防災上再開発等が必要と考えられる地区においても、各種事業手法による整備を促進していきます。

第2節 歴史的遺産と自然環境の保全

第1 歴史的遺産と自然環境の保全

本市は数多くの歴史的遺産を持つ古都として、歴史的遺産と自然環境の保全を図りつつ、安全な都市空間の確保に努めます。

1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全

歴史的風土保存区域をはじめ、重要な歴史文化資源と結びついた緑は、延焼防止機能を有することから、その保全に努めます。

2 文化財災害の予防

文化財所有者・管理者及び関係機関との緊密な連携をとりながら、文化財を災害から守るため、災害発生時における迅速な応急措置がとれるよう、その対策の普及・浸透に努めます。

第2 被災文化財の修復・再生対策の検討

史跡、文化財の防災対策の検討を進めるとともに、映像、図面等による災害発生前の文化財の状況の詳細な記録保存など、被災文化財の修復・再生のための対策を検討します。

第3節 公園・緑地等の防災空間の確保

第1 防災緑地空間の保全と確保

都市公園（街区公園、地区公園、総合公園、風致公園等）、緑地、一団の農地は、震災発生時に、避難場所あるいは救援活動の拠点として機能するという、防災上重要な役割を担うばかりでなく、輻射熱の遮断などに有効であり、また、街路樹や植栽帯が震災発生時の被害の軽減に役立ちます。

本市では、鎌倉市緑の基本計画（平成8年策定・平成23年9月改訂）に基づき、緑を基盤とした安全性の高い都市空間を形成するため、防災機能も考慮した公園、緑地の整備を推進するとともに、緑道、街路樹、民有地等の緑化にも努める方針を示しています。

1 都市の安全性を高める緑地の保全・創造

- (1) 減災の観点から、市街を分節して輻射熱が軽減できる緑地の保全・創造を図ります。
- (2) 避難所（ミニ防災拠点）や避難場所となる学校校庭や都市公園等での、防災・減災機能を向上させる緑化を推進します。

2 市街地の安全性を高める緑のネットワーク形成

自然災害に伴う市街地火災時に、輻射熱を軽減させるなど、災害時の安全な避難につながる緑を創造し、都市の安全性を向上させる緑のネットワークの形成に努めます。

3 都市公園の計画的整備

防災公園街区整備事業等を活用し、防災機能を備えた公園の整備を行います。

第4節 道路、橋りょうの安全対策と交通環境の整備

道路、橋りょう及び交通環境は、震災時に、避難、消防、救援活動等に重要な役割を果たし、同時に、火災の延焼を防止するなどの、多様な機能を有しています。そのため、防災都市づくりの骨格として、都市の建造物の安全性の一層の向上を図るとともに、多重性を高めることが重要です。

第1 道路の整備

1 道路の整備

災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の災害活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災拠点へのアクセス強化や、市街地と高速道路とのアクセス強化等に必要な道路ネットワーク整備を、国や県と一体となって進めます。また、狭あいな道路の拡幅や老朽化が進む橋りょう、道路施設の計画的な修繕等、安全な生活道路の整備を進めます。

2 電線類の地下埋設化

ライフライン機能の確保と併せ、避難路の確保、防災活動の円滑化のため、関係事業者と協力し電線類の地中化を促進します。

3 う回路の整備

災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、緊急時に備えます。

第2 橋りょうの整備

既設の橋りょうは、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、併せて耐震化を図り、不測の災害に備えて

いきます。

第3 交通環境の整備

1 災害に備えた道路交通環境の整備

本市の地理的条件から、災害時における道路交通の確保は極めて重要であり、ハードソフト両面からの交通環境の整備が求められています。

- (1) 交通安全施設の補強等による耐震性の向上
- (2) 災害発生時の適切な交通規制
- (3) 災害発生時における放置車両等の排除措置
- (4) 災害発生時における情報提供の充実
- (5) 災害に備えた安全の確保

2 公共交通機能の向上策の検討

東日本大震災では、災害による道路の不通箇所が広域的かつ多数発生し、緊急車両の通行等ができず、災害応急活動に大きな障害となりました。また、被災地内では、その後も長期にわたり交通が途絶し、自動車に過度に頼っている現在の交通体系の脆弱さが、災害時の課題として露呈しました。

この教訓を生かした交通ネットワークを形成するためには、道路の整備、公共交通網の整備等の総合的な交通体系の整備が必要です。

一方、本市の道路状況は、地域毎に異なりますが、全体として都市計画道路の整備率は低く、平日・休日ともに慢性的に混雑した状況となっています。特に、鎌倉地域の道路網は、基本的に中世の形態を引き継いだものであり、歴史的環境の保全など様々な制約を抱えていることもあって、短期間での道路整備が困難です。そのため、平常時から自動車利用の抑制を前提とした上で、マイカーに代わる交通機能としての鉄道、モノレール、バス、タクシーの活用などの調査・研究を進めます。

第5節 かけ崩れ対策等の推進

市は、かけ崩れ等により被害が予想される危険区域を把握するとともに、その情報を市民に的確に伝え、市民と行政が協力して土砂災害を回避するための、安全な土地利用を促進します。また、土地所有者等には早期避難を呼びかけ、保安措置等の指導を行うとともに、関係機関と密接な連絡を保ち、緑の基本計画をはじめ各行政計画と連携して、土砂災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進します。

第1 かけ崩れ等対策

1 かけ崩れ等のおそれのある箇所の調査把握

かけ崩れ、土石流等により人家に被害を及ぼすおそれのある箇所や、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域に被害を及ぼすおそれのある箇所を、県との連携も含め調査・把握するとともに、関係する土地所有者等に対し、その安全対策について指導・助言を行います。

2 急傾斜地崩壊危険区域の対策

急傾斜地の崩壊が助長又は誘発される恐れがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）及び関連基準に適合する場合は、市が窓口となり、県による「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、急傾斜地崩壊防止工事の実施、区域内の行為制限等について要望するとともに、区域内のかけ崩れ等を未然に防ぐための協力を行います。

3 土砂災害防止対策

市は、かけ崩れによる災害を防ぐため、防災工事を行う者に対し、既成宅地等防災工事資金助成制度を用意し、防災工事の促進を図ります。

4 保安林内の防災対策

国又は県が指定した保安林から周辺住宅への土砂の流出、崩壊等による災害が予測される場合は、市はその防止のために県が行う保安林治山事業に協力します。

第2 警戒避難体制の整備

1 警戒避難体制の整備

土砂災害発生の予測は非常に難しいところですが、人命安全の確保を図るため、土砂災害の生じるおそれのある区域や、土砂災害警戒情報等について周辺市民への周知と警戒避難体制の確立を図ります。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するために、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。

市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制等の整備に努めます。

3 避難措置

土砂災害の発生するおそれのある場合、又は急傾斜地が崩壊し、その被害を拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて避難準備情報、避難勧告又は指示を発令し、被害の未

然防止を図ります。

4 避難情報の市民への伝達

避難情報等は、防災行政用無線等の情報伝達手段により、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるよう体制の整備に努めます。また、その際、災害時要援護者には十分配慮します。

また、異常発生時には、市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるよう指導します。

第3 防災知識の普及徹底

市では、県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）により指定した「土砂災害警戒区域」をもとに、土砂災害ハザードマップを作成しています。土砂災害の特殊性から、特に危険区域の市民に対して、土砂災害の予防及び応急対策に関する知識の普及を図ります。

また、災害の予兆現象に関する情報は、市民と情報の共有化に努め、避難行動の迅速化を図ります。

第4 災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策

市は、災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るために、施設の管理者に対して、県と協力して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立等の防災体制の整備に努めるよう指導します。

第6節 液状化対策

地震による被害は、地盤の特性に大きく影響され、河川の流域や埋立地、沿岸部等の主に砂質地盤がある地域において、地震発生時に地盤の液状化の発生が懸念されています。

大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つ等液状化対策が講じられてきましたが、戸建ての住宅等には対策工法の普及はまだ進んでいません。また、大規模構造物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く、側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しに迫られています。

第1 液状化危険地域の分布

県では、地震被害想定調査において液状化の可能性を想定し、地震被害想定調査結果として広く県民に情報を提供しています。県の地震被害想定調査結果によると、市内における液状化の発生のおそれのある地域は、柏尾川や滑川などの河川の流域沿いに分布しています。

また、(財)神奈川都市整備技術センターでは、県内の公共事業で行われた地質調査結果を電子的に一元管理し、その情報を更新するとともに公開しています。

第2 液状化予防対策

市は、地震において液状化現象の発生が予想される地域にある公共施設については、適切な液状化対策を講じることにより被害の軽減に努めるとともに、その他の一般建築物については対策知識の普及を図ります。

第7節 ライフラインの安全対策

上下水道、電気、ガス等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であり、また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、震災時にもその機能が確保できるよう、各事業者は、施設の多重化や代替設備の整備、主要設備の耐震化や液状化対策等を進め、施設の安全性のより一層の向上に努めます。

第1 上水道

県営水道では、主要な配水池などの施設については、耐震診断や劣化調査を実施し、診断調査結果に基づく改修補強対策を講じ、耐震性能の向上に努めています。

管路については、送水管や配水管の老朽化や重要性に基づき、耐震性の向上を図るため、耐震継手管の布設の導入などの整備を進めています。

第2 下水道

市では、汚水管きよの耐震化対策として、避難所等の排水を受ける管きよや緊急輸送道路等の重要度が高い道路に埋設されている管きよのほか、劣化・損壊状況調査により老朽化が進んだ管きよについて、優先順位をつけながら改築・更新を行う等、計画的に耐震機能の向上に努めています。

また、停電時の備えとして、太陽光等の再生可能エネルギーの利用効果を検討しましたが、活用には限度があることから、さらに、長時間停電や燃料の未入荷への対応として、処理能力を最小限維持するために、再生可能エネルギーを活用した非常用発電装置等の設置などについても、検討します。

第3 電気

東京電力(株)では、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めています。

事業者は、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組めます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

第4 ガス

東京ガス(株)は、ガス施設の機能確保のため、系統の多重化、拠点の分散などに努めるとともに、臨時供給のための移動式ガス発生設備などの整備に努めます。

また、ガスを安定的かつ適切に供給するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)又は緊急遮断装置の設置を推進します。

第5 電話

電気通信事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。

また、輻輳対策として、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言

板（web171）」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」を運用することとしています。

第8節 危険物施設等の安全対策

市内にはガソリンスタンドに代表される危険物施設が混在し、また、工場や各種研究機関にも高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物等の危険物施設等が存在します。

危険物施設等は、貯蔵又は取り扱う物質の性質上、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生ずる可能性があります。市は、これらの施設の現況を把握し、関係法令等に基づく安全確保対策を推進します。

また、東日本大震災における災害応急対策に使用する燃料供給の滞りの発生を踏まえ、必要な燃料等の安全な備蓄対策を検討します。

第1 事業者に対する指導

市は、危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施等、必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。

表 2-1 関係法令

区 分	関係法令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	ガス事業法
火薬類	火薬類取締法
毒・劇物	毒物及び劇物取締法

第2 事業所の措置

各事業所は、危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備等必要な措置を行います。

第9節 建築物の安全確保対策

本市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による地震防災対策強化地域に指定されていませんが、近接地域であるため、建築物の耐震性の強化を促進し、地震災害による被害の拡大を事前に防止することが望まれます。

このため、建築物に対する耐震診断・耐震補強工事、落下物対策、ブロック塀対策等個々の防災対策を総合的な対策として位置付け、効果的な指導を推進していきます。

第1 防災意識の啓発

既存建築物等の耐震化に関する知識を普及させるため、建築物等の所有者や管理者に対し、耐震診断、補強対策等の重要性を認識させるべく啓発を行います。

第2 既存建築物の耐震性の強化

既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的な推進を図ることが肝要です。

市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに「鎌倉市耐震改修促進計画（平成19年9月）」に基づき、既存建築物の耐震化を推進します。

- (1) 被災後、復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物（市庁舎、市消防本部庁舎、小・中学校）の耐震性の向上を積極的に促進します。
- (2) 民間建築物の耐震性の向上を図るため、「鎌倉市耐震改修促進計画（平成19年9月）」に基づき、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の指導・助言や普及・啓発を行います。
- (3) 緊急輸送道路沿いの建築物や危険物を保管している建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の指導・助言や普及・啓発を行います。
- (4) 耐震相談、現地耐震診断等「木造住宅耐震改修工事費等補助事業」を活用し、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進します。

第3 既存建築物等の防災対策の推進

1 建築物等に対する改善指導

- (1) 不特定多数の人が集まる特定建築物について耐震診断、耐震改修の必要性が認められている場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等を行います。
- (2) 中小雑居ビル対策として、当該建築物の所有者、消防機関等の協力を得て必要な防火避難施設の改善を指導します。
- (3) 「建築物防災週間」において対象建築物等の立入調査を行い、施設の改善指導を実施します。

2 新耐震設計基準によらない建築物の耐震化対策

「鎌倉市耐震改修促進計画（平成19年9月）」に基づき、昭和56年以前に新耐震設計基準によらずに建築された一定の建築物（特定建築物）について、耐震改修アドバイザーを派遣することにより、耐震診断、耐震改修の啓発を行います。

3 建築物の不燃化

災害に強い都市基盤の整備には、建築物の耐震化と併せて不燃化を促進することが必要であり、防火・準防火地域について、従前よりその指定地域の拡大を図ってきていますが、今後とも防災上必要な地域等について、さらに拡大を図っていきます。

4 ブロック塀、石塀等の対策

- (1) ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者に、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第62条の8に定める技術基準の遵守を指導します。
- (2) 危険なブロック塀等については、「危険ブロック塀等対策事業補助事業」を活用し、撤去の促進を奨励し、倒壊による被害の防止を図ります。

5 落下物対策

建築物は経年により劣化が進み、地震や強風時に被害をもたらすことから、その維持保全は重要になります。

市街地における建築物の外壁、タイル、窓ガラス、看板等の実態調査及び追跡調査を行い、継続的に落下の危険のおそれがある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導します。

6 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、市は、公共施設に設置しているエレベーターの閉じ込め防止装置（機能）の設置を促進します。

第10節 住宅対策

第1 既存住宅地等の住宅・住環境の改善

古い木造住宅などが密集している地域や道路、公園等の都市基盤未整備の地区、老朽化したマンションなどについては、地震などの災害に対処するため、住宅環境の改善を促進するとともに、住宅等の改善補強・建替えの推進方策を検討します。

第2 前面道路等の拡幅・改善

建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の狭隘道路は、避難又は通行の安全に支障をもたらすため、道路内の建築制限を徹底し、改善指導します。

第3 住居内被害軽減意識の啓発

家具類の転倒等による人的被害を防止するため、家具類の安全対策の啓発普及を図ります。

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

大規模な地震災害が発生した場合、災害発生直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。

この計画は、地震発生時に市民及び防災関係機関が速やかに応急対策活動を講じられるよう、平常時に実施すべき事前対策を定めます。

第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充

災害時には、気象、水防、地震情報及び避難情報あるいは被害情報等各種の情報量が飛躍的に増大します。このため、これらの各種情報を的確に把握して処理、判断するとともに、関係機関及び市民に対して迅速、的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要があります。このため、情報の収集及び伝達に必要な防災情報施設及び通信施設の整備拡充を図ります。

第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実

1 通信施設の整備拡充

災害時における通信体制の確立を図るため、無線通信施設の整備拡充と合わせて、他の関係機関等の通信施設の活用を図ります。

また、災害時に災害対策本部、警察署等の防災関係機関や電気、ガス、医療等の生活関連機関との連絡体制を確保するための衛星電話等の通信機器の導入を検討します。

2 市庁舎及び出先施設の通信機器等の復旧

災害時における情報収集・情報配信には、誰もが各種システムを活用できる環境が求められます。各種システムを正常稼働させるためには、少なくとも市庁舎の一部の通信機器等が稼働するとともに、通信回線の確保が必須です。太陽光等の再生可能エネルギーを活用した非常用電源のさらなる整備とあわせて非常時の通信回線の確保を図ります。

3 防災情報システムの活用

地震・津波、風水害、その他の災害時における迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、防災行政用無線、防災・安全情報メール配信サービスや緊急速報メール（エリアメール）配信体制を整備しています。

今後は、他システムとの連携等により、さらなる高度な活用や新たな伝達手段の導入を検討します。

第2 被災者支援

市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。

なお、支援情報は、防災行政用無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供できるよう努めます。その際、災害時要援護者にも配慮した提供方法とするよう努めます。

また、市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供について、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等各種通信手段を活用できる体制の整備に努めます。

第3 報道機関の活用

市は、放送事業者との「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、災害時には特別放送に切り替えるよう依頼し、防災情報などを市民等へ提供します。また、その他報道機関とも連携し、市民等へ情報提供を行います。

第4 アマチュア無線団体との連携

市は、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。

第2節 災害対策本部組織体制等の拡充

第1 組織体制の充実等

被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。その際、専門的知見を有する職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討します。

また、県や防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、市職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。

さらに、災害発生時に講じるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図ります。

第2 災害対策本部室の代替機能の整備等

市は、市庁舎が被災した場合を想定し、笛田公園内施設において対応ができるよう施設・設備の整備・機能強化等を行います。

第3 現地災害対策本部の体制の整備

市は、災害発生地域において災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。このため、市は、現地災害対策本部機能の充実、現地災害対策本部との連絡体制の強化等を図ります。

第4 防災拠点等の機能確保

市は、市庁舎や市消防本部庁舎等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について、太陽光など再生可能エネルギーの活用等にも対応した自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備等を図ります。

第5 業務継続性の確保

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための、事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

第1 火災予防

火災予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、その効果を期待し得るものです。都市化の進展、中高層建物の増加等特殊な建築物の災害に対処し得る消防力の充実と、これらの建築物への消防用設備等の適正な設置、維持管理指導を促進します。

また、防火対象物の火災予防査察を強化し、火災の未然防止及び初期消火、早期通報並びに避難誘導訓練の実施を徹底します。

さらに、火災予防運動、防火管理講習等の実施による防火思想の向上・啓発を行います。

1 自主防火管理体制の強化

防火対象物における火災の未然防止、人命の安全確保等を実現するため消防法（昭和23年法律第186号）第8条において防火管理制度が、同法第8条の2において共同防火管理制度が、同法第8条の2の2において防火対象物の点検・報告制度が、同法第36条において防災管理者制度がそれぞれ規定され、防火対象物の管理権原者に、防火・防災管理者の選任をはじめとする自主防火管理に関する義務が課せられています。消防機関としては、防火・防災管理者として選任されることが予定される者に対し、資格取得を促し、防火対象物における自主防火管理体制の充実強化を図っています。

2 文化財保有社寺等の予防対策

文化財保有社寺等については、1月26日の文化財防火デーを中心に立入検査を実施し、法令遵守を指導し、文化財を保護する観点から、消防用設備等の設置義務未滿の規模でも、自動火災報知設備放水銃、屋外消火栓などの消火設備を設置するよう指導に努めます。

3 火災予防運動等の実施

(1) 文化財防火デー

文化財防火デー前後に、文化財保有社寺において消防機関と合同の消防総合訓練を実施し、文化財の保護の推進を図ります。

(2) 春・秋の火災予防運動

火災多発時期の春（3月1日～3月7日）及び秋（11月9日～11月15日）に火災予防運動を実施し、報道機関への広報依頼、印刷物等による趣旨の徹底、消火・避難訓練の指導、関係者との研究会等の各行事を通じ防火思想の向上、火災危険及び人命危険の排除に努めるとともに、地震等自然災害発生時における防火、避難、救助等に関する事項についても啓発指導に努めます。

(3) 危険物安全週間

毎年6月の第2週に実施される危険物安全週間期間中に合わせ、危険物製造所等における災害の未然防止と危険物の安全管理を確立し、また査察を実施するとともに市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱等についての啓発に努めます。さらに関係事業者に対しては、危険物安全協会の協力を得て防災訓練を実施するとともに、自主保安体制の確立及び災害発生時の応急措置について強力な指導に努めます。

4 火災予防思想の普及

(1) 市民への防火指導等

火災をはじめ各種の災害を防止するため、自主防災組織等の活動を推進するとともに、市民の防火意識の向上及び火災発生時に対応できる消火技術の指導、並びに地震等自然災害発生時における安全確保について市民への啓発に努めます。

(2) 災害時要援護者の安全確保

高齢者等の災害時要援護者は、火災等の災害に遭遇した場合、自己対応能力が劣ることから死傷等に至るおそれが高いため、主として一人暮らし高齢者等を対象とした訪問活動を定期的に実施し、日頃からの防火意識の高揚を図り、防火安全性の確保に努めます。

(3) 消防団の活動

消防団員による災害予防活動を通し、地域住民との密接な連携に努め、火災予防思想の向上に努めます。

(4) 各種防火研修会等の開催

危険物施設を有する事業所等で組織されている危険物安全協会に対し、危険物の安全管理や火災予防についての指導・助言を積極的に行い、育成に努めます。

(5) 関係者の防火指導

火災予防査察、火災予防運動、その他防火研修会等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及・高揚に努めます。

5 火災予防査察の実施

防火対象物の火災予防査察については、年度計画を立てて定期的には実施していますが、特に、火災発生時において人命に危険があると認められる対象物や公共施設等については、定期査察のほかに特別査察を行い、火災の未然防止を図ります。

(1) 定期査察

防火対象物の用途、規模、収容人員等により区分し、建物構造、火気使用設備、消防用設備等その他防火管理状況等の適否について、計画的に火災予防査察を実施し、各種の潜在危険の排除と是正に努めます。

(2) 特別査察

ア 不特定多数の者を収容する施設（百貨店、ホテル、旅館等）で火災が発生した場合、人命危険が高いと認められる対象物については、特別査察を実施します。

イ 特異災害発生時については、その状況に応じて特別査察を実施します。

6 林野火災等の予防対策

冬から春にかけて空気が乾燥し、林野火災等が多発する季節であることから、消防本部は次の活動を実施し、火災の未然防止に努めます。

(1) 山林の火災予防指導、空地の枯草除去の指導

(2) たばこの投げ捨て防止の立看板の掲出

(3) 広報車等による地域巡回広報

(4) 関係者に対する火災予防対策の指導

(5) 報道機関、パンフレット等による広報

(6) ハイキングコースの巡回

第2 揺れによる出火の予防

1 一般火気器具からの出火の予防

(1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は市民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、揺れがおさまったのち速やかに火を消すこと、対震自動消火装置の定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発します。

(2) 電気器具からの出火の予防

市は市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難等長期に自宅を離れる場合にはブレーカーを落とすことなどを普及啓発します。

(3) ガス遮断装置の設置

ガス事業者は、需要家がガスを使用している時、地震の揺れを感知し、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置を各家庭等に取り付けています。

2 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行います。また、市はその旨を周知、指導します。

第3 消防力の充実強化

火災等災害時における消防防災の拠点となる消防施設等については、消防の責務を十分に果たすため、その充実強化に努め、消防力の向上を図ります。

1 消防署所の整備

災害の予防及び被害の軽減を図るため、現在の署所を適正に維持するとともに、費用対効果を勘案しながら、消防力の重複地域を解消するため、管轄地域にバランスよく配置するよう署所の適正な配置に努め、総合的な消防力の向上及び消防体制の充実強化を図ります。

2 消防機械の整備

消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等の車両の充実を図るとともに、災害の多様化に対応するため、はしご自動車、化学消防車、救助工作車等の特殊車両及び消防資機材の整備を図ります。特に救急要請の増加に対応するため、資機材の充実を推進します。

3 消防水利の整備

(1) 平常時の水利整備基準

消防水利の基準（昭和39年消防庁告第7号）に基づき、消防水利（消火栓、防火水槽等）の増設を促進します。

(2) 震災時の水利整備基準

ア 市内を一辺が250mに区分し（以下「メッシュ」という。）、メッシュ内（市街地及び密集地域以外を除く。）に40㎡以上の防火水槽（プール、池等の人工水利を含む。）が1以上となるよう努めます。

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

地震時における飲料水及び消火用の水源を確保するため、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討します。

4 消防通信指令施設

指揮、命令、情報等連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を促進するため、消防通信施設の強化・整備を推進します。

5 消防団の強化

災害時、常備消防隊等と一体となって活動する消防団については、幹部、機関員、団員等に対して、それぞれ必要に応じた教育を行うとともに、消防施設及び資機材の充実強化に努めます。

第4 救助・救急体制の整備

1 救助隊の整備

市は、大規模・特殊災害に対応するため、救助隊員に対し、教育訓練等を実施して隊員の資質の向上を図るとともに、救助工作車及び高度な技術・資機材を有する救助隊の強化・整備に努めます。

2 医療機関との連携体制の充実

市は、大規模災害及び多数傷病者が発生する事故に備え、医療機関と連携した医師の現場派遣体制を整備するとともに、災害拠点病院等に救急隊を配置する等、災害時におけるDMAT等の災害医療チームとの連携強化に努めます。

第5 広域受援体制の強化

市は、県、警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めるとともに、広域消防相互応援や緊急消防援助隊について円滑な要請・受入れ及び指揮が行えるよう体制を整備します。

◆資料9-3：消防団配置一覧表

第4節 警備・救助対策

第1 災害時の対応と任務

県警察は、東海地震注意情報が発表された場合には早期に警備体制を確立し、大地震が発生した場合には、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなどにより、県民の社会生活の安定に努めます。また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備・資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。

第2 救出救助用資機材の整備

県警察は、大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等、必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食糧、飲料水、燃料、電池、その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。

第3 応援部隊の受入体制の確立

県警察は、他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。

第5節 避難対策

災害発生後、火災延焼や家屋倒壊等により避難を余儀なくされた市民に対し、安全に避難できる避難場所等の整備を図ります。

災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を進めます。

第1 避難場所の確保及び整備

1 集合場所

家屋の倒壊や火災などによって居住場所を失ったとき、又は失うおそれのあるときは、あらかじめ自主防災組織ごとに事前に決められた集合場所へ一時的に避難し、その後、集団で避難所（ミニ防災拠点）へ避難します。

2 避難所（ミニ防災拠点）

災害発生後の火災延焼等などの二次災害から身を守り、当面の避難生活を余儀なくされた市民のために、早期の段階で開設する避難所で、市立の小・中学校を指定しています。非常食、毛布、防災資機材を備蓄していますが、今後は、災害時の電源の多様化を図るため、太陽光などの再生可能エネルギーの活用等を進めます。

3 補助避難所（予備避難所）

必要に応じて市の判断で開設される避難所であり、国・県立及び私立の学校等を指定しています。

4 広域避難場所

一定規模以上の面積を有する空地で、煙や輻射熱から生命を守る避難場所です。

地震発生後、火災の延焼拡大により、地域や避難所が火災に巻き込まれるような危険な状況になり、あるいは大規模災害が発生し避難勧告・指示が出された場合、事前に定められている広域避難場所へ避難します。

5 その他の避難所

協定などに基づき、災害時の状況により開設する避難所です。

(1) 一時滞在施設（帰宅困難者用）

災害時において、帰宅困難者を一時的に収容する施設です。

(2) 二次避難所

災害時において、災害時要援護者の緊急受入れを行う民間の施設です。

(3) 福祉避難所

避難所での対応が困難となった災害時要援護者を収容する施設です。

6 風水害等避難場所

大規模な災害が発生又は発生が予想される場合に、状況に応じて市が判断し、避難所（ミニ防災拠点）や補助避難所に加えて開設する避難所です。

7 津波一時避難施設

津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための施設であり、津波来襲時の緊急避難建築物（津波避難ビル）や津波来襲時の緊急避難空地を指定します。

第2 避難計画の策定

市は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、自主防災組織等による避難計画の策定について必要な助言や指導を行います。

第3 避難所の運営

「神奈川県避難所マニュアル策定指針」をもとに、自治会・町内会代表者等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置します。

各避難所運営委員会は市の支援を受け、地域ごとに避難所運営マニュアルを作成し、避難所の円滑な運営を図ります。

さらに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、災害時要援護者への支援、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に十分配慮します。

第4 市民への周知

市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。

なお、集合場所、避難所、広域避難場所、その他の避難所、風水害等避難所、津波一時避難施設といった各避難場所の役割の違いについて、住民への周知徹底を図ります。

第5 避難訓練の実施

市は、避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図ります。

第6 帰宅困難者対策

市は、災害時における帰宅困難者対策について、関係機関と協力して以下のような課題に取り組みます。

1 一斉帰宅者の発生の抑制対策

(1) 基本原則の周知

市は、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図ります。

また、この基本原則を実効あるものとするため、関係機関、企業等に一斉帰宅抑制を促していきます。

(2) 関係機関、企業等への要請

市は、市内の企業・学校等に対して、従業員・生徒等のほか、観光客、訪問者・利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請します。

ア 関係機関、企業等は、災害発生に伴い、交通機関の運行停止等により当分の間、復旧の見通しが立たないと見込まれるときは、事業所建物や事業所周辺の被害状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとします。また、必要な飲料水、食料、毛布などの備蓄に努めるものとします。

イ 大規模な集客施設や鉄道駅、社寺・名所旧跡等においては、多くの来街者、旅客、観光客など帰宅困難者等の発生による混乱が予想されることから、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機・誘導に努めるものとします。

ウ 関係機関、企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、事業所建物の耐震化、家具、じゅう器等の固定、ガラスの飛散防止、非常用電源の整備など、従

業者等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとします。

エ 関係機関、企業等は、業務継続計画（BCP）等に、災害発生時における従業者等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定め、従業員に周知しておくものとします。

(3) 安否確認手段の周知

市は、日頃から「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言板（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知を図ります。

2 帰宅困難者への支援対策

(1) 避難場所の確保及び避難誘導體制の検討

市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者の誘導體制を構築します。

(2) 帰宅困難者への対応の検討

市は、帰宅困難者の対応について、あらかじめ定めるとともに、企業や学校等においても、避難者、帰宅困難者への対応をあらかじめ定めておくよう要請します。

(3) 情報収集・提供体制の検討

市は、災害発生時における交通情報や駅周辺及び避難場所の混雑情報等の収集、また正確な情報提供に必要な体制を定めます。

第7 応急仮設住宅等

1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、県は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行います。市は、応急仮設住宅建設候補地データの更新を行い、関係団体との協議を深め、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、市と県の役割分担と協力関係を明確にし、災害時に備えます。

2 空き家等の把握

市は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備します。

第8 ペット対策

飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、災害発生時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が県獣医師会湘南支部等と協議し決定します。

避難所におけるペットの扱いについては、各避難所の避難所運営委員会において事前に検討しておきます。

受入れについては、市でマニュアルを作成します。

第9 市外避難者への支援体制

市は、他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や、支援サービスの提供ができる体制の整備を図ります。

第6節 災害時要援護者対策

近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な災害時要援護者の犠牲者が多くなっています。災害時要援護者の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を基に全体計画を策定します。さらに、個人情報に配慮しつつ災害時要援護者の情報を市内で共有・把握するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備します。

第1 避難誘導及び生活支援体制の整備

1 避難誘導、搬送等

市及び施設の管理者は、災害時要援護者の避難誘導、搬送等について、マニュアルを整備し、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

2 避難対策及び生活支援

- (1) 避難所において災害時要援護者等が安心して生活ができるよう、支援体制の整備に努めます。
- (2) 災害時要援護者が必要な生活支援が受けられるなど、安心した生活ができる体制を整備した避難所の指定に努めます。
- (3) 災害時要援護者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。
- (4) 重度障害者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者、及び社会福祉施設に収容が困難になった者については、民間特別養護老人ホーム等の協力により収容します。

3 医療体制の整備

人工透析患者等の内部障害者・内臓疾患患者等の治療を行う体制の確保等について、県は、災害時における支援体制の整備に努めます。

妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるよう、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、妊産婦及び新生児は、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、避難所等における適切な対応に努めます。

第2 社会福祉施設対策

1 防災設備等の整備

市は、社会福祉施設の管理者に対して危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報の提供に努めます。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断及び必要に応じて耐震補強工事を実施するとともに、電気、水道等の供給停止に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品類等の備蓄に努めます。また、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材や、停電時に備え、医療用・介護用機器を稼働させるのに必要な最低限の電力確保のため、太陽光など再生可能エネルギーの活用等にも対応した非常用発電機等の整備を検討します。

さらに、災害時要援護者は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知さ

れることが重要です。そのため防災行政用無線等の情報伝達手段を利用した、情報提供の充実を図ります。

2 社会福祉施設への受入れ

災害時要援護者における自力避難困難者に対する避難誘導、輸送等については、自主防災組織、近隣居住者等による協力体制を整えます。

特に、避難所での対応が困難となった災害時要援護者については、市の社会福祉施設に家族単位で受入できるよう、避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と事前に協議します。

また、重度障害者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者及び市の社会福祉施設に収容が困難になった者については、民間特別養護老人ホーム等の協力により受入れます。

3 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であることなど悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保します。

また、施設の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織との日常の連携が密になるよう努め、施設利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行います。

4 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図ります。

5 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や利用者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施します。

また、施設職員や利用者が、災害等の切迫した危機的状況下でも、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や利用者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施します。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努めます。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備します。

第3 在宅者対策

1 要配慮者情報の収集と共有

災害発生時において、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を行うためには、日ごろから要配慮者の情報を収集・整理しておくことが重要です。市は、関連部門が把握している要配慮者に関する情報を、災害時に活用することをめざすとともに、自主防災組織や民生委員・児童委員などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備を進めます。

2 避難支援プランの策定

災害時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、その支援体制等を定め

た避難支援プランの策定を検討します。

3 避難行動要支援者名簿の作成等

- (1) 市は、要配慮者の所在・状況を把握し、特に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の救出及び避難誘導、安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿を作成します。
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次に掲げる避難行動要支援者とします。

高齢者	一人暮らしの人、寝たきりの人、認知症高齢者、虚弱な人
障害者	身体障害者手帳1級及び2級の者、療育手帳A1及びA2の者 精神障害者保健福祉手帳1級の者
その他	市が必要と認める者

- (3) 避難行動要支援者名簿には、次に掲げる避難行動要支援者に関する事項を記載し、又は記録します。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市が必要と認める事項
- (4) 市は定期的に避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、所在マップとして地図情報を備えます。また災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管します。
- (5) 市は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、県警察、市社会福祉協議会や、情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた民生委員、児童委員、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供します。

4 緊急通報システム等の整備

市は、高齢者、障害者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めます。

5 防災知識の普及・啓発

災害時における災害時要援護者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民の協力が不可欠であることから、県、市及び社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会は、市民に対し、パンフレット等を配布するとともに、特に災害時要援護者及びその家族に対しては、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の普及・啓発に努めます。

第4 保育所等における対策

市は、災害による保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害

を予防し、児童の安全を確保するため、次の対策を実施します。

- (1) 保育所等施設・設備の定期的な安全点検を実施し、安全性を確保します。
- (2) 保育所は、災害用備蓄品及び災害用備蓄非常食の管理を行います。
- (3) 災害発生時における児童の避難誘導や、保護者への引き渡し方法等をあらかじめ定めるとともに、平常時から保護者との連携を図ります。
- (4) 災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的 to 実施します。

第5 外国人対策

日本語の理解が十分でなかったり、日本の生活習慣に慣れていないため災害時の行動に不安のある外国人（日本語以外の言語を母語とする市民を含む。）が存在することから、外国人に対して災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について啓発に努めます。

第7節 孤立化地域への対策

第1 孤立化予想地域の把握

う回路のない地域について、周辺の避難所等と接続する道路構造、地形条件から、土砂災害や津波の浸水被害に伴う交通遮断によって孤立化が予想される地域の事前把握に努めます。

第2 予防対策

1 市民への周知

土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップ等の配布により、土砂災害危険箇所や津波による浸水区域、また、危険区域からの避難方法等について市民へ周知します。

孤立化が予想される地域の住民に対しては、各家庭における十分な食糧や飲料水等の備蓄に努めるよう啓発します。

2 交通の整備

孤立化予想地域へのアクセス道路やう回路等の整備に努めるとともに、孤立化地域が発生した場合に備え、人命救助や応急活動の実施に必要な人員、物資等を輸送するため、関係機関との協力体制を整備し、交通手段が迅速に確保できるよう努めます。

3 通信手段の整備

一般電話施設の被災による通信の途絶を想定し、他の通信手段の整備等を行い、孤立化予想地域との通信の確保対策に努めます。

4 電力の確保

停電の長期化に備え、孤立化予想地域における自家発電機の整備や燃料の備蓄について検討します。

5 協力・連携体制の整備

土砂災害及び津波による被害等により、孤立化地域が発生した場合に備え、市は、県や自衛隊等との協力体制が迅速に確立できるよう、平常時から関係機関との連携に努めます。

第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

市及び関係機関は、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備及び食糧、飲料水、生活必需品等の確保を図るとともに防災倉庫の増設に努めます。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の備蓄に努めるとともに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮します。さらに、市民や企業等による備蓄の啓発に努めます。

第1 食糧、飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保

1 食糧、生活必需品の備蓄及び確保

市は、市民の食糧、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、食糧関係機関、物資販売業者と物資調達に関する協定を締結します。

また、食糧、生活必需品等の備蓄に際して、災害時要援護者、年少者や女性に配慮した備蓄品目

の検討を行い、整備を進めます。

2 飲料水の確保

市は、1人1日3リットルを目標として飲料水の確保に努めるとともに、生活水の確保に努めます。

第2 防災資機材等の整備

市及び関係機関は、災害応急対策に必要な防災資機材を整備し、拡充を図ります。

第3 防災倉庫及び救援物資ターミナルの整備

現在、市の公共施設や小・中学校等に、コンテナ型防災倉庫や防災備蓄庫を設置し、食糧、生活必需品の備蓄を図っています。防災倉庫等の設置について計画的な推進を図るとともに、備蓄物資の更新を行います。さらに、太陽光などの再生可能エネルギーなどを活用した、自立電源の確保を検討します。

また、救援物資ターミナルを設置して救援物資、調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、配送等を行うため、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。

なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場にて行うものとします。

第4 市民・企業等の備蓄

市は、災害時にライフラインの供給や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、市民や企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、トイレトペーパー等の買置き、非常持出品（常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯トイレ等）の備蓄に努めるよう啓発します。

第9節 医療・救護・防疫対策

第1 災害拠点病院の機能強化

1 情報伝達手段の整備

災害拠点病院への無線装置等情報通信機器は、県が計画的に整備します。

2 災害拠点病院の機能強化

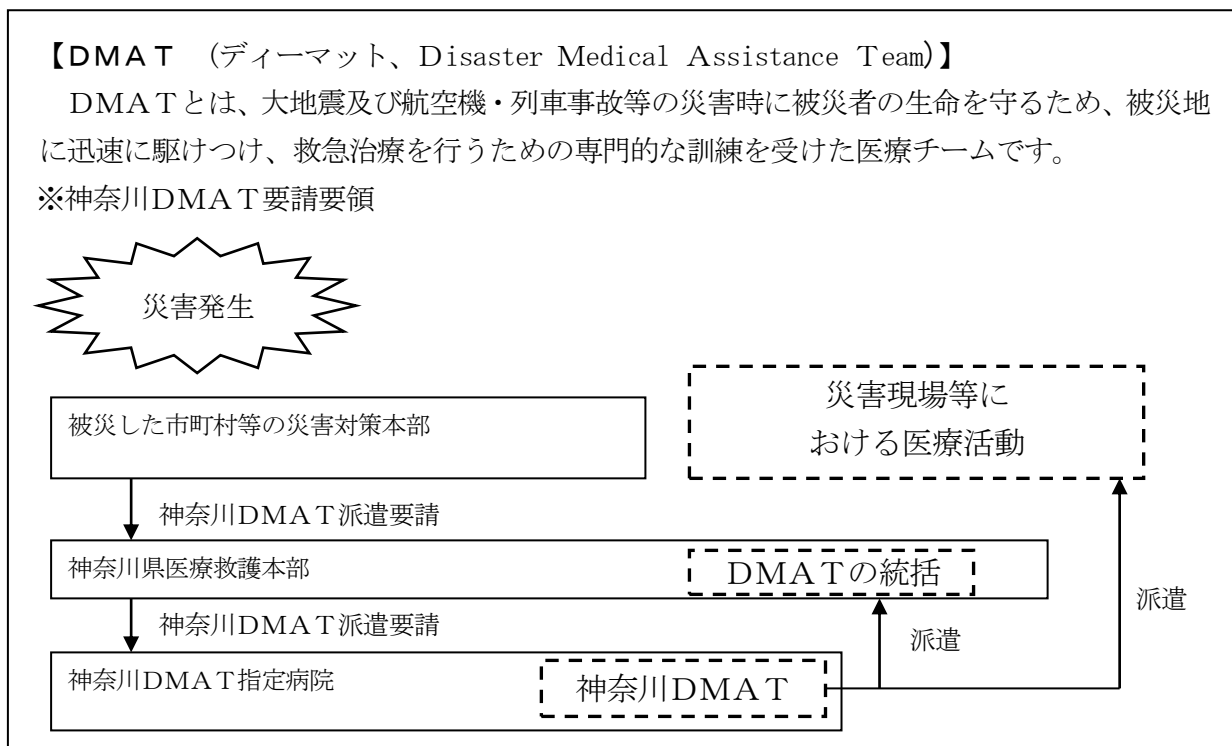
災害拠点病院は、災害医療に必要な施設整備や、医療機器等の設備整備を計画的に進めます。

また、ライフラインが途絶した場合に備えて、太陽光など再生可能エネルギーの活用等にも対応した非常用自家発電設備の増強等を計画的に進めるとともに、医薬品や診療材料等の確保に努めます。

第2 活動体制の整備

市は、医療救護活動を行う仮設救護所をあらかじめ指定するとともに、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会等の関係団体と連携を図り、組織体制の充実に努めます。

また、大規模な災害時においてDMAT（災害派遣医療チーム）の円滑な受入れを行うため、県及び関係機関との連絡体制の整備に努めます。



第3 医薬品の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品等について、効率的な備蓄を進めるとともに、不足が生じた場合は、県及び関係機関から円滑に確保できるよう、調達体制を整えます。

第4 広域火葬体制の強化

市単独処理での火葬が困難な場合は、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、広域的な協力体制の

強化を図ります。

第5 防疫対策

市は県と連携し、災害時において感染症が発生しないよう、予防のための消毒等を実施する体制の整備に努めます。

第10節 文教対策

災害に対する日頃からの防災教育の推進、家庭や地域社会と連携した防災訓練の実施、また、市立の小・中学校に防災体制の充実のために、学校地震対応マニュアルの見直しや学校施設・設備の充実を図ります。また、市は、私立学校等に対し、防災対策に必要な情報を提供し、その充実を支援します。

第1 防災教育の充実

各学校は、防災教育の充実を図るために、各教科及び領域・学年・実施時期を考慮した年間カリキュラムを作成するとともに、学校における防災教育指導教材の見直しや、教職員に対する研修を実施し、防災・安全についての知識や技能等の定着を図ります。

また、児童・生徒等の命を最優先した行動対応のために、防災に係る綿密な業務分担と、臨機応変な対応についての共通理解、多様な避難経路を想定した訓練の実施等の充実を図ります。

第2 家庭や地域社会との連携

避難所運営委員会会長は、避難所運営委員会を計画的に開催し、平常時から自治会・町内会代表者、施設管理者及び市職員の連携を図ります。

また、家庭・地域と連携し、学区の地理・環境・施設等の実情を考慮した防災訓練及び避難訓練を実施します。

第3 学校における防災体制の整備

災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等を見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。また、避難所の開設に備え、避難所の管理運営に関する業務分担を定めます。

第4 学校施設・設備等の安全性の確保

市及び市教育委員会は、地震に強い安全な学校づくりを順次進め、市立の小・中学校の耐震化はほぼ完了しました。今後も、学校の施設・設備の定期的な安全点検を実施し、また、児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。

第5 応急教育の実施

市教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員、学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑な実施を図ります。

第6 文化財の保護

市は、県教育委員会と協力して文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するための事前対策、応急対策等の啓発を図ります。

1 震災対策の検討

県教育委員会と協力して、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な震災対策の検討を連携して進めます。

2 啓発活動

関係機関をはじめ広く市民等に対し文化財尊重の思想の啓発や、文化財の所有者、管理者等に対し震災の事前対策、応急対策等の啓発を図るとともに、文化財の現状の把握に努めます。

第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

災害応急対策の実施に必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各拠点との連携を考慮し、緊急輸送施設の整備を図ります。

第1 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備

1 緊急輸送道路（県指定）

県は、市町村災害対策本部、物資受入れ港の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路に指定しています。

2 緊急輸送道路（市指定）

市は県の指定している緊急輸送道路を補完するものとして、浸水予測、災害予測を考慮し、必要に応じた緊急輸送道路を指定していきます。

3 復旧体制の整備

市は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図ります。

第2 車両及び燃料の調達・確保

1 車両の調達・確保

(1) 管理車両

緊急輸送は、原則として市管理の車両を使用し、活動に停滞のないように、十分調整を図ります。

(2) 民間企業及び県への要請

必要な車両等の確保が困難なときは、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、関係団体に自動車輸送の協力を要請するとともに、県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼する体制を整えます。

(3) 燃料の確保

市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。

2 その他の輸送力の確保

市は、車両のほか、船艇、鉄道、航空機等についても、関連機関との連携・協力体制を強化し、災害時の緊急輸送手段の確保に努めます。

3 物資受入れ港

県の指定する物資受入れ港のうち、市に関係するのは湘南港です。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

1 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

県の指定するヘリコプター臨時離着陸場は、笛田公園運動場と県立鎌倉高等学校グラウンドであり、また、市ではヘリコプター臨時離着陸場をあらかじめ定めます。

2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市は、ヘリコプター臨時離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めます。また、緊急医療を要する被災者の受入れ病院にアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めます。

さらに、災害時にヘリコプター臨時離着陸場を利用できるよう、誘導案内施設の整備を検討するとともに、これらの地図情報を自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前配布します。

第4 救援物資ターミナル

市外からの救援物資を一時的に集積し、避難所等への振り分けをする救援物資ターミナルの指定を検討します。

第5 緊急通行（輸送）車両の事前届出

大震災等の災害が発生した場合に、市管理の公用車を緊急通行（輸送）車両として迅速に活動させるため、県公安委員会に対し緊急通行（輸送）車両の事前届出を行います。

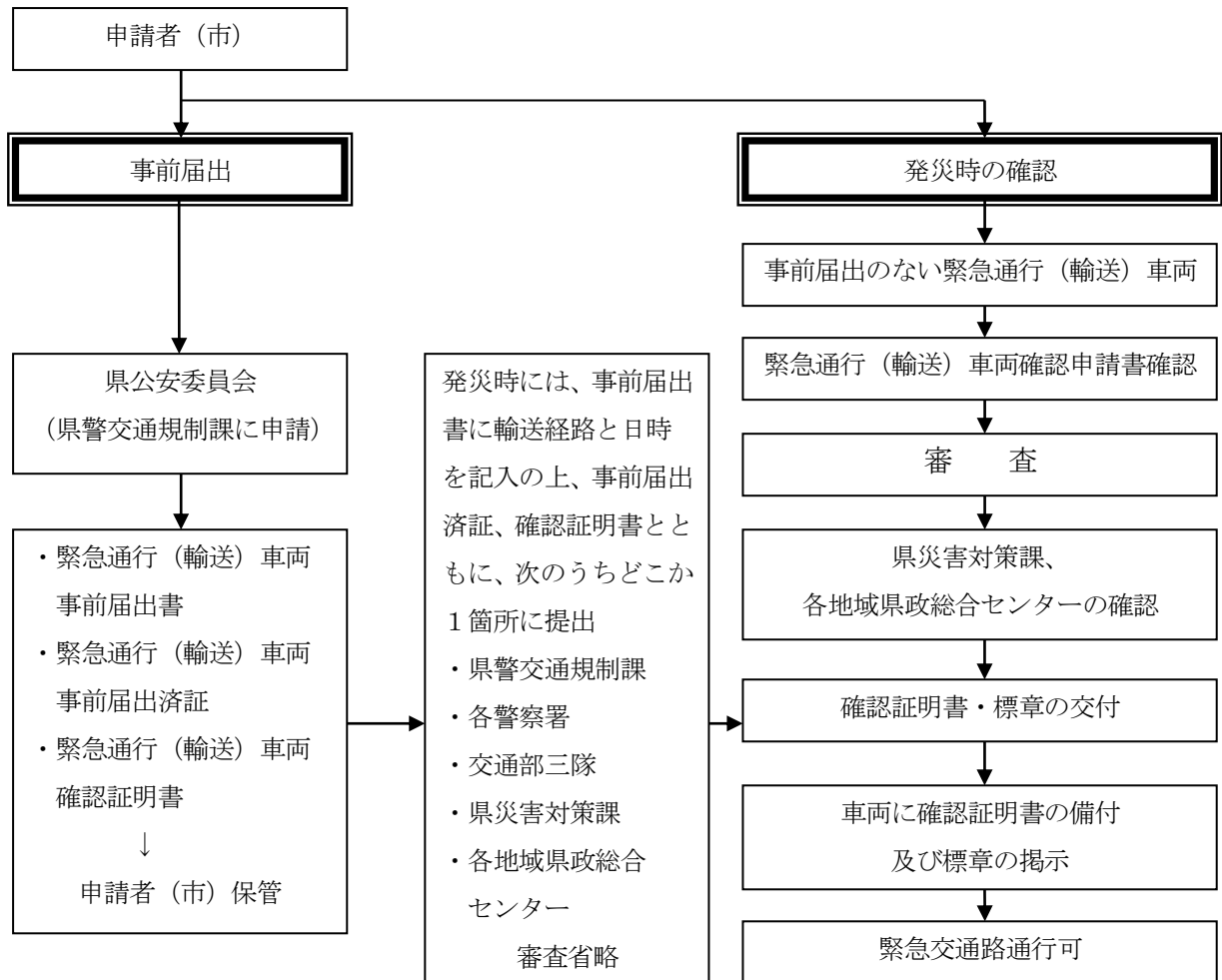
1 対象車両

- (1) 災害対策基本法第2条第1号に基づく災害時において災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を輸送するための緊急通行車両
- (2) 災害応急処置を実施するための緊急通行車両
- (3) 地域防災計画に基づき使用される車両で、国及び地方公共団体、指定公共機関（電気、ガス事業等指定法人）の保有する車両、契約により常時専用する車両もしくは他の団体等から調達する車両

2 事前申請及び確認事務フロー

緊急通行（輸送）車両の事前申請及び確認事務のフローは、次のページに示すとおりです。

図 3-1 事前申請及び確認事務フロー



第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

地震後対策として、被災建築物の被災度判定、補強改修等の実効性を確保するため、その実施体制の確立を図ります。

第1 被災建築物の震後対策

1 応急危険度判定体制の整備

神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する判定士養成講習会を活用し、震災建築物応急危険度判定士の養成及び体制の整備を図ります。また、協議会を通じて先進都市の事例等情報収集に努めるとともに、関係団体の参加等を含めた訓練等を行い、実施体制の確立を図ります。

2 被災建築物の補強・改修等

地震により被災した建築物を継続して使用する場合、被災建築物の補強・改修等を早急に実施する必要性が生じます。

このため、補強・改修の早期実施に向け、関係団体との連絡体制の整備及び実施方法の検討を行います。

第2 被災宅地の震後対策

神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する判定士養成講習会を活用し、被災宅地危険度判定士の養成及び体制の整備を図ります。また、協議会を通じて先進都市の事例等情報収集に努めます。

第13節 ライフラインの応急復旧対策

第1 上水道

県営水道は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水ができるようにします。

そのため、県営水道では、送配水管に被害が発生した場合に迅速な応急復旧活動が行えるよう、送配水管の修理材料を備蓄しています。さらに各水道事業者間の相互応援や工業者との応急復旧工事の協力に関する協定を締結しています。

また、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所等防災上重要な建築物が配置されている地域を考慮に入れた計画的な応急復旧に努めます。

第2 下水道

災害を未然に防ぐため、保守点検を行い必要に応じて補修又は改良に努めます。

また、具体的な復旧活動のマニュアル整備を進め、土木・建設団体等との広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を図り、災害時には早期に復旧するよう対策をさらに進めます。

第3 電気

東京電力(株)では、他電力会社との相互支援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車等の確保、非常災害対策要員の確保等の対策を進めています。

また、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の住民に復旧状況や安全確認につ

いての広報を徹底するとともに、災害対策本部等との相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

第4 ガス

東京ガス(株)は、非常用設備の整備として、連絡・通信設備、コンピューター設備、自家発電設備の整備に努めるとともに、ガス工作物の事故の未然防止を図ります。

災害対策用資機材等の確保については、その確保に努め、調達体制を整備します。

また、利用者や他工事会社等に対し、ガスの安全知識等の普及を促すとともに、市や防災関係機関等と協調し連携体制を整備します。

第5 電話・通信

東日本電信電話(株)神奈川支店は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車、ポータブル衛星車等の配備を行い、災害時には、避難場所にり災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。また、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモは、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備する等、各社ともに電話・通信の輻輳時における災害時優先電話の確保と、一般加入電話の利用の制限等応急活動のための対策を進めています。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」の運用を開始します。

第14節 災害廃棄物等の処理対策

第1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

市のごみ処理施設の耐震化や補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

また、し尿処理委託業者に対しては、市のごみ処理における対策と同様の対応を要請します。

第2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

市は、生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の確保、災害廃棄物等の処理計画をあらかじめ策定するなどにより、震災時における応急体制の整備に努めます。

第3 震災時の相互協力体制の整備

市は、周辺の市町や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努めます。

第15節 広域受援体制の拡充

第1 広域応援受入体制等の強化

市は、広域応援活動拠点への応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めるとともに、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に施設名を表示するよう努めます。

第2 情報の共有化

県は、県災害情報管理システムにより防災基礎情報をデータベース化しており、市町村等の防災

関係機関がデータを更新することで防災に関する基礎的な情報を共有しています。

市は、広域的応援の円滑な受入れのため、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めるとともに、その情報の共有化を図ります。

第3 応援機関との連携強化

市は、相互応援協定に基づく他自治体からの応援活動を確保するため、応援受入体制を整えます。また、災害発生時における国内、国外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、県、関係機関等と連携し、受入体制等の整備に努めます。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点や、本市の特性に対応した歴史文化資源、文化財保護等への支援が期待できるといった観点から、遠方に所在する自治体との間の協定も締結していきます。

第16節 災害救援ボランティア活動体制等の充実強化

第1 ボランティア受入体制の整備

市は、県や関係機関等の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。

第2 ネットワークづくりの推進

市は、平常時から市災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や訓練の実施等を通じて、市社会福祉協議会や公益社団法人鎌倉青年会議所等と災害発生時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

第3 ボランティアの育成と充実

市は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、ボランティアに関する意識の啓発に努めるとともに、活動に必要な知識や技術を習得するため、市社会福祉協議会等が開催する研修会に対する支援を行います。

また、市が開催する防災訓練への参加を広く呼びかける等、ボランティアの充実を図ります。

第4 鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

市は、大規模な地震発生時等に応急対策を実施するにあたり、ボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所等と協働して、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルを整備するとともに、随時内容の検証・見直しを行います。

第4章 市民・企業への啓発、自主防災活動及び防災訓練

大規模災害時には、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図ります。

第1節 市民・企業等の役割

第1 自主防災組織等の連携

本市には自主防災組織等があり、それぞれの地域において防災資機材の備蓄と訓練等を実施しています。また、市内事業所等では、防火管理者を中心に自衛消防隊等が組織され、当該事業所等における防火・防災対策に努めているところがあります。

一部の地域においては、これら自主防災組織と事業所が連携して、防災訓練の実施を行っているところがあり、市は、こうした自主防災組織等と事業所との協力による地域防災体制の整備を積極的に支援していきます。

第2 市民等への周知

市は、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器の設置や浴槽での水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。

第3 企業等の防災体制の確立等

1 企業等における防災への取り組み

企業等は、災害時における顧客、従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域防災活動への協力などの社会的な責務を十分認識したうえで、防災体制の整備、防災訓練の実施、施設の耐震化・耐浪化や機能の分散化、復旧計画等各種計画の作成や見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先との流通網の確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施し、防災活動の推進に努めます。

さらに、被災による事業停止による深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的とした業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めます。

2 企業等への指導・助言

市は、事業所での安全確保、防災体制の整備等が十分に検討されていない企業等に対しては、実態に即した防災体制が確立されるよう助言します。

また、災害時において一斉帰宅者の発生を抑制するため、従業員のほか、訪問者・利用者等について、一時収容対策を図るよう要請します。

第2節 防災知識の普及と意識の向上

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、市職員等に対し防災上必要な知識を普及し、その高揚を図ります。

第1 市民等に対する防災知識の普及

1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。

また、災害時には、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められます。

このため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとします。

2 普及方法

- (1) 広報かまくら、市ホームページ等、市の広報媒体を活用して、防災知識の啓発を行います。
- (2) 防災関係資料の作成、配布を行います。
- (3) 防災講演会や防災教室等を開催し、防災知識の普及を図ります。
- (4) 市の防災に対する取組を積極的に報道関係に発表するなどして、市民の防災意識を喚起します。

3 市民等に対する教育内容

市は、関係機関と協力して市民、自主防災組織、事業所の従業員等に対して、災害時にとるべき措置、防災応急対策等、次の内容について、その周知を図ります。

- (1) 地震・津波に関する知識
- (2) 災害時の心得
- (3) 地震・津波発生時における正確な情報の入手方法
- (4) 市及び防災関係機関が講ずる防災応急対策等の内容
- (5) 地震災害等に関する知識
- (6) 災害危険要因に関する知識
- (7) 各地域における避難所等に関する知識
- (8) 平常時、市民等が取るべき心得、生活必需品の備蓄等

4 市民の心得

市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。

- (1) 平常時の心得
 - ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。
 - イ がけ崩れ、出水に注意すること
 - ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。
 - エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
 - オ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火に備えること。
 - カ 食料・飲料水（最低3日分、推奨1週間分）、トイレットペーパー等の買置き、携帯トイレ、非常持出品等を準備すること。
 - キ 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。
 - ク 自助・共助の精神の重要性について認識すること。

(2) 災害時の心得

- ア 正しい情報に基づき冷静に行動すること。
- イ がけ、海、川には近寄らないこと。
- ウ 市民が協力して応急救護を行うこと。
- エ 秩序を守り、衛生に注意すること。
- オ 安否確認等は、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を活用すること。
- カ 災害時要援護者への支援を行うこと。
- キ 災害時の男女双方の視点に配慮すること。
- ク 緊急地震速報を受けた時に適切な行動をとること。

(3) 避難時の心得

- ア 氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型等)を携行すること。
- イ 3日分の食糧、飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。
- ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。
- エ 来街者や観光客(外国人を含む)に避難方法・避難場所を案内すること
- オ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。

5 自動車運転者等に対する教育

自動車の運転者等に対し、災害時における自動車の運行措置について、県警察や交通安全関係団体等と連携を図りながら、様々な機会を通じて周知します。

第2 児童・生徒等に対する教育

市、市教育委員会、学校等は、未来を担う児童・生徒等に対して、災害に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施する防災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取り入れる等、防災教育の徹底に努めます。

第3 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

第4 職員に対する教育

防災対策の万全を期するため、市職員の防災知識の習得、災害時における個々の役割分担、防火管理業務の任務等について防災教育を実施します。

この場合、災害発生時等のそれぞれの職場の役割分担等について、新採用者等を含めて職場研修会、訓練、講習会を開催し、市職員にその周知徹底を図ります。

なお、内容は次の事項を含むものとします。

- (1) 市地域防災計画の熟知
- (2) 災害に関する知識
- (3) 市職員が果たすべき任務分担
- (4) 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

(6) 今後、防災対策として取り組む必要のある課題

第5 その他の防災知識の普及・啓発

市民の適切な避難や防災行動に資する防災マップや、地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともに研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努めます。

また、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の周知、加入促進に努めます。

第6 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。

第3節 自主防災組織・防災コミュニティの育成強化

大規模災害時においては、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図ります。

第1 自主防災組織の育成

災害の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、各行政機関や防災関係機関が対策を講ずることは当然のことですが、市民等が「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに自主防災組織を結成し、活動することが極めて重要です。

1 自主防災組織の育成指導

市は、地域防災活動を推進するため、自治会・町内会等を中心とした自主防災組織の育成を図ります。

また、結成された自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための指導及び支援を行います。

さらに、自主防災組織、消防団等地域の組織との連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などに努めます。その際、女性の参画の促進に努めます。

2 自主防災組織の編成基準

(1) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためにはあらかじめ組織の編成を定めておきます。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ次の点に留意します。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成します。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼間の活動に支障のないよう組織を編成します。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛防災組織と連携を密にします。

(2) 自主防災組織の規約及び防災計画

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にします。

規約に基づいて防災計画を作成し、自主防災組織における平常時及び非常時の活動内容を策定

します。

3 自主防災組織の役割

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図ります。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするために、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要です。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練としては通常次のようなものが考えられますが、地域の特性を加味した訓練とします。

(ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域における被害状況等をこれらの機関へ通報するための訓練を実施します。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火器等を使用して、消火に必要な技術等を習得します。

(ロ) 救出救助訓練

家屋の崩壊やがけ崩れ等により下敷きとなった人をジャッキ、バール、チェーンソー等を用いた救出法を習得します。

(ハ) 応急救護訓練

AEDを用いた心肺蘇生法、負傷者の搬送方法、外傷の応急手当の方法などを習得します。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに、被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、市民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定期的に点検を行います。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、これらの資機材は日頃から点検して、非常時において直ちに使用できるようにします。

また、自主防災組織は、住民に対して、市が設置した防災備蓄倉庫内の資機材の内容、使用方法等について周知するよう努めます。

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を、迅速かつ正確に市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施します。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにします。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて市に報告し、混乱・流言飛語の防止にあたります。

(3) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末などの出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにします。

(4) 救出救助活動の実施

家屋の崩壊やがけ崩れにより、下敷きになった人をジャッキ、バール、チェーンソー等を用いて、速やかに救出活動を実施します。

(5) 応急救護活動の実施

負傷者に対しては、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、仮設救護所等へ搬送します。

(6) 避難の実施

市長、警察官、県知事等から避難勧告・指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導します。

避難の実施にあたっては、次のことを留意します。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないことを、確認しながら実施します。

- 市街地……………火災、落下物、危険物
- 山間部・起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり
- 低地……………浸水

避難誘導にあたっては、危険防止のため避難経路は、1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておきます。

イ 住民が避難するときには不必要なものを携帯していくことは、余震、延焼拡大、津波、がけ崩れなどからの逃げ遅れの要因になりかねないので、十分注意します。

ウ 災害時要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させます。

(7) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となります。

これらの活動を円滑に行うために、自主防災組織は保有している食糧等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力します。

4 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成を図るため、次による支援をします。

(1) 防災資機材等の整備補助

自主防災組織に対する鎌倉市自主防災活動育成費補助金を交付します。

(2) 自主防災組織育成のための職員派遣

- ア 要請による映画会、講習会等の防災知識の普及活動
- イ 防災訓練等の指導
- ウ 防災計画立案等の指導及び助言

(3) 自主防災組織への資料提供

自主防災組織の育成上、次の資料を提供します。

ア 防災知識普及に関する資料

イ 防災組織の結成及び育成に関する資料

(4) 防災訓練に係る補助

ア 自主防災組織が実施する防災訓練のうち、消防職員の指導による消火訓練で、自主防災組織が使用する訓練用消火器の購入等に対する補助を行います。

イ 防災訓練開催に伴う経費について、自主防災組織連合会に加盟している自主防災組織において実施する場合には補助を行います。

第2 消防団の機能強化

市は、消防団の施設・設備の充実を促進するとともに、消防団員に対する教育訓練を実施するほか、表彰や消防活動に対する評価を通じて、その機能強化に努めます。

第4節 防災訓練の実施

市は、地域防災計画の熟知及び防災関係機関との連携強化、並びに各事業所又は市民の防災意識の高揚等を図るため、各種の災害を想定した防災訓練を実施します。

また、災害時要援護者や被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災訓練や避難訓練等、多様で実践的な訓練を実施します。

さらに、夜間や市内における大規模災害の発生、県内外における広域的な対応訓練を実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、災害時要援護者を含めた実践的な訓練を実施します。

訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めることとします。

第1 防災訓練の種類

1 総合防災訓練

各種災害を想定して、防災関係機関、各事業所、市民その他関係団体等の協力を得て、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性の確認を含めた応急対策活動を総合的に実施します。

2 避難所運営訓練

災害時における避難所の開設運営が円滑に行われるよう、炊き出し訓練や仮設トイレの設置訓練などの避難所運営訓練を実施します。

3 通信訓練

地震情報や津波警報・注意報等の情報の受伝達、災害時の被害状況の把握及び応急対策の指示を迅速かつ適切に行えるよう、必要に応じて通信訓練を実施します。

4 動員訓練

勤務時間外に災害が発生した場合に、災害に対処するため必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための訓練を実施します。

5 災害対策本部（現地災害対策本部）設置、運営訓練

災害発生時を想定し、災害対策本部（市現地災害対策本部）の設置及び運営訓練を実施します。また、訓練に際しては、図上訓練の実施により、参加者の意思決定と役割・行動の検証を図ります。

6 消防訓練

火災の防ぎよ及び避難者の安全確保等火災による被害を軽減するため、消防活動訓練を実施します。

7 避難訓練

避難勧告及び指示、避難誘導等、地域住民を安全に避難させるための訓練を実施します。

8 その他の訓練

必要に応じ、独自に、又は関係機関と連携、協力して個別訓練を実施します。

地震災害予防計画

第4章 市民・企業への啓発、自主防災活動及び防災訓練